

件名	愛媛県指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
主管課	障害福祉課
根拠法令等	児童福祉法、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）
<p>【制定の概要】</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成23年5月2日に公布され、地方自治体の条例や体制整備が必要なものについては、平成24年4月1日から施行されたことに伴い、これまで省令で全国一律に定められていた児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（指定基準）及び申請者の法人格の有無に係る基準について、県の条例で定めることとされたため、その指定基準等を定める。</p>	
施行日	平成25年4月1日
<p>【条例の概要】</p> <p>1 条例委任された基準 配置する職員及びその員数、居室の床面積等（従うべき基準） 申請者の法人格（従うべき基準） 利用定員（標準とすべき基準） その他の事項（参酌すべき基準）</p> <p>2 条例制定の概要及び独自基準 条例制定の概要 「従うべき基準」及び「標準とすべき基準」については厚生労働省令と同じ基準を定め、「参酌すべき基準」のうち、非常災害対策について独自基準を定める。</p> <p>独自基準（非常災害対策）について (1)児童福祉施設（児童発達支援センター） 予想される災害の種別（例：地震、風水害）に応じた個別防災計画（当該災害が発生した場合における障害児の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画）を作成し、事業所の見やすい場所への掲示を義務付ける。 (2)児童福祉施設以外の事業所（保育所等訪問支援事業のみを行う事業所を除く） 非常災害が発生した場合における防災計画（非常災害が発生した場合における障害児の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画）を作成し、事業所の見やすい場所への掲示を義務付ける。 (3)(1)及び(2)の施設及び事業所 定期的に行う避難訓練等の結果に基づき、防災計画の検証を行い、必要に応じて防災計画の見直しを行う。 非常災害が発生した場合に備え、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄の確保については努力義務とする。</p> <p>申請者の法人格の有無に係る基準 「従うべき基準」のため厚生労働省令で定める基準（児童福祉法施行規則第18条の34）のとおり、法人であることとする。ただし、法第6条の2第3項に規定する医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請についてはこの限りでない。</p>	